

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和4年度 7月度)

- 1 日 時 令和4年7月1日(金)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時33分
- 2 場 所 氷見市庁舎議事堂 全員協議会室
- 3 出席委員 13名
1番 山下 裕 3番 道淵 登 4番 上出 義美
5番 西塚 信司 6番 田中 昭一 7番 吉田 武嗣
8番 宮木 克幸 10番 田中 利男 11番 嵐 浩由
12番 扇谷 俊彦 13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂
15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員 2番 中葉 隆 9番 小澤 幹夫
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
5名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課 主任 遠藤 優子 主事 前田 智之
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和4年度7月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を上出委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
であります。

□議長（会長） 本日は、中葉委員と小澤委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長） これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、吉田委員、宮木委員をお願いいたします。

□議長（会長） それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対と農地中間管理事業の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、合計で——件、——筆、設定面積——㎡について、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となります。それがいわゆる「3条許可」と呼ばれるものです。

許可申請は毎月15日締切で、翌月の総会にかけられます。許可されると、許可証を交付しますので、法務局に届出して、変更登記することになります。

今回の申請件数は2件です。

まず1件目は、氷見市**——番で、申請面積は——㎡、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）

氷見市**——番地（氏名**）へ譲渡人の要望で、贈与による所有権の移転を行うものです。

今回の譲受人は、同一世帯で、父の**、子の**の持分2分の1ずつの所有権移転となっておりまして、譲渡人には後継者いないため、親戚関係で、親子で営農組合の中心的メンバーとして営農に従事されている譲受人に話をもち掛け、成立したものです。

譲受人の経営面積は、___m²で、今回の申請農地___m²を取得すると、合計___m²となります。この合計面積が、5,000 m²以上にならないと許可ができません。なお、今回の譲受人は同一世帯で経営を一にされていますが、もし経営が別々で持分という場合は、それぞれで5反要件を満たす必要がでてまいります。

次に2件目は、氷見市**——番で、申請面積は——m²、登記地目は田です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から、

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ譲受人の要望により所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、___m²で、この中に今回の申請農地が小作地として入っております。よって、取得後も経営面積は変わらないため、__m²のままとなり、5反要件を満たしております。

申請地の隣の所有権移転が5月総会で許可となっています。一緒に申請したかったそうですが、今回の申請には相続登記が必要だったため、遅れて申請されたものです。

以上ですが、今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、下限面積など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 本件について、**推進委員の意見を求めます。

(**推進委員) 番号1ですが、後継者がいなくて将来に不安を抱えていたところ、集落営農の中心の方で、親子で経営をしている譲受人と話がまとまったケースです。親戚というご縁もあったわけですが、将来的にも持続可能な方で大変よかったですと思います。

番号2ですが、譲受人は50歳の経営主で父名義の小作地も含めて町を超える経営をされています。5月総会の所有権移転分と合わせて一括管理、効率的利用が見込まれます。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件2件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、第4条申請が1件、第5条申請が1件となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市**——番地(氏名**）、

譲渡人は氷見市**——番地(氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。

この案件は、第4条申請です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が田、現況が宅地、現地は住宅敷地になっている状況でした。

申請面積は——m²、転用目的が——です。

農地区分は第3種農地です。

なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件2件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件2件につきまして、番号2番は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となります。

残る番号1番については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件2件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いいたします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

まず除外とは、農用地域内にある農地は転用行為ができないため、農用地域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのない範囲で、農用地以外の用途に転用することを目的としてこの農用地域からの除外を行うものです。

番号1、地区は——です。

願出者は氷見市**——番地（氏名**）、

氷見市**——番地（氏名**）、

氷見市**——番地（氏名**）、

東京都**——番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**——番、——番、——番、——番、申請書において地目は——番、——番、——番が登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況、——番が登記、現況とも畑、現地は畑として利用されている状況でした。

対象地の面積は——m²です。

農用地域でしかできない理由として、集会場の場所は現在の場所で住民に定着しており、全く別の場所での建設となると住民の意見をまとめることが難しく、既存集会場から半径200mの範囲で建設することにしたが、検討範囲内に目的の達成が可能で、かつ、取得可能な土地が願出地の他になかったからとなっております。

番号2、地区は____です。

願出者は氷見市**__番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**__番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は耕作されていない状況でした。

対象地の面積は_____m²です。

農用地区域でしかできない理由として、過去の住宅需要の推移から判断すると、願出地付近には一戸建て住宅用地の需要が確実に見込まれると考えており、今回計画する場所は、願出地より市道に至る土地はすでに宅地および雑種地となっており、宅地分譲地として一体的に利用できる土地が願出地以外には無いためとなっております。

番号3、地区は____です。

願出者は金沢市**__番地（氏名**）、

氷見市**__番地（氏名**）、

除外対象地は、氷見市**__番、__番、申請書において地目は登記、現況とも田、現地は田として利用されている状況でした。

対象地の面積は_____m²です。

農用地区域でしかできない理由として、これまでは本社北側に隣接している土地を資材置場として借地していたが、貸主の事情により契約の解除を申し込まれたことにより早急に代替地として、本社から近く、かつ、同程度の面積の土地が必要であったからとなっております。

農用地区域からの除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付議された案件3件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件3件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの同意を得られており、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件3件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見は、いかがでしょうか

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第4号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 以上で本日の付議案件は、全て審議されました。
これで、氷見市農業委員会7月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年7月1日

議 長

署名委員

署名委員
